

ののいち環境きくばり住宅適合証交付要綱

令和6年3月22日野々市市告示第33号

改正 令和8年3月19日野々市市告示第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策と防災・減災対策を推進するため、環境に配慮した住宅を設計又は施工する者に対し、ののいち環境きくばり住宅適合証を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ののいち環境きくばり住宅適合証 環境に配慮した住宅として市長の認定を受けた住宅を設計又は施工した者に対し、交付される適合証をいう。
- (2) 確認済証 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証をいう。
- (3) 断熱等性能等級 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）で定める断熱等性能等級をいう。
- (4) 検査済証 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証をいう。
- (5) 住宅 新たに建築される1棟からなる1戸の住宅（人の居住の用途のみを有するものに限る。）で、これまで人の居住の用に供したことの無いものをいう。
- (6) 設計者 建築基準法第2条第17号の設計者をいう。
- (7) 工事施工者 建築基準法第2条第18号の工事施工者をいう。

(適合証の交付基準)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する住宅について、次条の申請があったときは、ののいち環境きくばり住宅適合証（以下「適合証」という。）を交付するものとする。

- (1) 本市の区域内に建築される住宅であること。
- (2) 令和6年4月1日以後に確認済証の交付を受けて着工する住宅であること。
- (3) 別表に定める基準のいずれにも適合する住宅であること。
- (4) 国、地方公共団体、その他の公共団体が所有する住宅でないこと。
- (5) 建築基準法の規定に適合している住宅であること。

(適合証の交付申請)

第4条 次に掲げる者は、市長に対し適合証の交付申請をすることができる。

(1) 適合証の交付を受けようとする住宅の設計者

(2) 適合証の交付を受けようとする住宅の工事施工者

2 適合証の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、当該適合証の交付を受けようとする住宅に係る工事を着手する前に、ののいち環境きくばり住宅適合証交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 確認済証の写し

(2) 断熱等性能等級が確認できる書類の写し

(3) 図面（付近見取図、配置図、仕様書（仕上げ表を含む。）、平面図、断面図、立面図、緑地計画図、雨水浸透ます計画図等をいう。）

(4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、建築計画（変更）適合通知書（別記様式第2号。以下「適合通知」という。）又は建築計画（変更）不適合通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができるものとする。（建築計画の変更等）

第5条 適合通知の交付を受けた申請者は、建築計画の内容を変更し、又は建築計画を廃止しようとするときは、あらかじめ建築計画変更申請書（別記様式第4号）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が軽微な変更であると認めた場合は、この限りでない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の申請があったときについて準用する。

（工事の完了）

第6条 適合通知の交付を受けた申請者は、当該適合通知に係る住宅の工事を完了したときは、工事完了報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 完成写真（緑地、雨水浸透ます等の写真を含む。）

(2) 工事写真（断熱に係る施工状況がわかる写真、雨水浸透ますの完成後不可視となる部分の施工状況がわかる写真等を含む。）

(3) 検査済証の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（適合証の交付）

第7条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、当該報告書に係る住宅の現場確認を行い、第3条各号のいずれにも該当すると認めるときは、のの

いち環境きくばり住宅適合証（別記様式第6号）を申請者に交付する。

2 市長は、前項の交付に際し、必要な条件を付することができるものとする。

（適合証の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、適合証の交付を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正の手段により適合証の交付を受けたとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、適合証の交付の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により適合証を取り消したときは、当該適合証の交付決定通知を受けた者に書面により通知するものとする。

（状況報告）

第9条 市長は、適合通知の交付を受けた者に対し、交付を受けた住宅の施工状況の報告を求めることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、適合証の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月19日告示第20号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	基準
1 断熱等性能等級	断熱等性能等級6以上の省エネ性能を有すること。
2 緑化基準	別に定める「ののいち環境きくばり住宅緑化基準」に適合すること。
3 雨水浸透ます設置基準	別に定める「野々市市雨水浸透施設等設置及び管理に関する基準」に適合すること。
4 敷地面積基準等	<p>次の基準に該当すること。</p> <p>ア 敷地面積が148.77平方メートル以上（用途地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。以下同じ。）が第一種低層住居専用地域及び市街化調整区域にあっては、165平方メートル以上）であること。</p> <p>イ 用途地域が近隣商業地域以外の地域においては、住宅の外壁又はこれに代わる柱の面（住宅の出窓のうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積に算入しない部分を除く。）から敷地境界線（道路及び農道に面する部分を除く。）までの距離が1メートル以上（計画敷地が水路敷（管理堤を含む。）に面する場合にあっては、用途地域の指定内容にかかわらず、50センチメートル以上）であること。</p> <p>ウ 計画敷地の前面道路の幅員が4.84メートル未満の場合にあっては、前面道路の整備等について市との協議が調ったものであること。</p> <p>エ 計画敷地が角地の場合にあっては、隅切りの整備等について市との協議が調ったものであること。</p>

	<p>オ 計画敷地が野々市市建築・開発指導要綱（平成24年野々市市告示第20号。以下「指導要綱」という。）第13条第10項に掲げる地区内の場合、同号に定める建築基準に適合した計画であること。</p> <p>カ 計画敷地が指導要綱別図3に掲げるエリア内の場合、指導要綱別紙3に掲げる修景基準に適合した計画であること。</p> <p>キ 都市計画法第12条の4第1項第1号の地区計画（建築物の敷地、構造、建築設備、用途、形態及び意匠に係る制限に限る。）に適合するものであること。</p>
--	---